

新潟市教育職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第22号

新潟市教育職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「退職したことからして」の次に「施行日の前日における」を加える。

附則中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、附則第5項中「前項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第4項の次に次の3項を加える。

5 前項の場合において、施行日の前日における県退職手当条例附則第26条の規定を適用するときは、同条中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

6 附則第4項の場合において、施行日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年新潟県条例第41号）附則第3項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする。

7 附則第4項の場合において、施行日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年新潟県条例第6号）附則第2項の規定を適用するときは、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市教育職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の

例による。